

障第355号
令和2年5月27日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を含む。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

学校等の再開に伴う放課後等デイサービスの対応について (その2)

平素より、県の障害福祉政策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年6月1日からの学校等の再開に伴う放課後等デイサービスの対応については、令和2年5月21日付け障第318号「学校等の再開に伴う放課後等デイサービスの対応について」にてお示ししたところですが、これに関し、報酬及び送迎の取扱いについて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課等へ確認しましたので、別添のとおりお知らせします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	山中・岩垣
電 話	058-272-1111 内 2615・2616		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

問1 学校等が分散登校を実施するにあたり、教育委員会において当該分散登校を「学校休業日でない」取扱いとした場合は、授業終了後の単価を適用することとなるか。

(答1) 教育委員会において学校休業日でない取扱いとする場合であっても、学校等にて分散登校が実施される場合は、学校休業日単価を適用する。

問2 学校等が分散登校を実施するにあたり、学校等への登校前後に児童が放課後等デイサービス事業所を利用する場合において、放課後等デイサービス事業者が事業所から学校等へ児童を送迎することは可能か。また、学校等への送迎が可能な場合、送迎加算は1日何回算定が可能か。



(答2) 放課後等デイサービス事業者が事業所から学校へ児童を送迎することは可能であり、この場合、送迎加算を4回算定することが可能。ただし、請求の際はサービス提供実績記録票に「往路2回 復路2回」と入力すること。